

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年11月14日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第18号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年11月14日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和 5 年 7 月頃から令和 5 年 9 月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
氏名不詳者らと共謀の上、警察官になりすましてキャッシュカードを預かる必要があるなどと電話でうそを言い、キャッシュカード等を詐取又は窃取した上、現金自動預払機から現金を窃取し、また、現金自動預払機から被告人らが管理する預貯金口座へ振込送金して入金させて犯罪収益の取得につき事実を偽装した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) ヤマダ電機、ヨドバシカメラ、ビックカメラ、区役所職員、警察官や銀行員等を名のって、自宅に電話をする。
 - (2) 「還付金受領手続のためキャッシュカードを預かる必要がある。クレジットカードが不正使用されており、キャッシュカードと通帳、暗証番号を記載した紙を準備してほしい。健康保険の過払い金の返金手続のため、キャッシュカードを預けてほしい。口座情報が悪用されており、キャッシュカードを封筒に入れて保管する必要がある。」などとうそを言い、キャッシュカードを詐取又は窃取する。
 - (3) キャッシュカードで現金自動預払機から現金を引き出す方法及び被告人らが管理していた口座に振込送金して入金させる方法。
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金64万7000円
- 6 支給申請期間 令和 7 年11月14日から令和 7 年12月26日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 馬淵 晃汰
 - (2) 裁判所名 東京地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 令和 7 年 4 月24日（同年 5 月 9 日確定）
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)
氏名不詳者らと共謀の上、キャッシュカードを預かるなどとうそを言って被害者

からキャッシュカード等をだまし取っていたものであるが、それを使用して財産上不法の利益を得るに当たり、その取得につき事実を偽装しようと考え、令和5年9月14日、現金自動預払機から、被告人らが管理する口座に現金合計64万7000円を振込送金して入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を偽装した行為。

(罪 名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。